

シュロダー・ エマージング 中小型株式ファンド

追加型投信／海外／株式

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式 中小型株))	年2回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行う、シュロダー・エマージング中小型株式ファンドの募集については、発行者であるシュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月25日に関東財務局長に提出し、2023年10月26日にその届出の効力が生じています。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

I 設立:1991年12月20日

I 資本金:4億9千万円(2023年7月末現在)

I 運用する投資信託財産の合計純資産総額:約3,896億円(2023年7月末現在)

I グループ会社全体の運用総額:7,261億英ポンド(約133兆円)

(2023年6月末現在、1英ポンド=183.75円換算)

照会先

インターネットホームページ
<http://www.schroders.co.jp/>電話番号
03-5293-1323 [受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで]

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。

■ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は左記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

■ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。

■請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。

■ 信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

「シュローダー・エマージング中小型株式ファンド」(以下、「ファンド」といいます。)につきまして、ファンドの受益権口数が信託約款の繰上償還条項に規定する受益権口数を下回っているため、信託約款の規定に基づき、2023年11月30日をもって信託終了(繰上償還)させていただくための手続を下記の日程で行います。

■ 信託終了(繰上償還)の手続きならびに日程

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ①書面決議対象受益者の確定日 | 2023年10月27日 |
| ②書面による議決権の行使期間 | 2023年10月27日から2023年11月15日まで |
| ③信託終了(繰上償還)可否決定日 | 2023年11月16日 |
| ④信託終了(繰上償還)予定日 | 2023年11月30日 |

2023年10月27日現在のファンドの受益者は、2023年10月27日から2023年11月15日までの期間に、自己の保有する受益権の口数に応じてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に対してファンドの繰上償還について書面をもって議決権を行使することができます。

2023年10月27日現在におけるファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の多数が賛成の場合には、2023年11月30日をもってファンドの信託を終了(繰上償還)いたします。

※2023年10月25日の取得申込分を反映した受益権口数について議決権が付与されます。

2023年10月26日以降の取得申込分、および2023年10月25日以前の換金申込分については議決権はございません。

■ 書面決議結果のお知らせ

2023年11月16日以降にシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社のホームページ(<http://www.schroders.co.jp/>)に「信託終了(繰上償還)決定(もしくは結果)のお知らせ」を掲載いたします。

ご購入に際しては、上記の内容を十分ご認識のうえ、ご判断くださりますようお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

新興国の中小型株式等に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 新興国の中小型株式を実質的な主要投資対象とします。

- 新興国(新興国に実質的な事業基盤がある域外企業を含みます)の中小型株式等に投資を行います。
- 中小型株式とは、取得時に新興国市場の時価総額の下位30%に含まれる企業の株式を指します。

※ファンドは投資信託証券(以下「投資対象ファンド」という場合があります。)を通じて投資を行います。

※投資対象国の株式を投資対象国以外の国で流通させるために当該株式を銀行などに預託し、代替として海外市場で発行される預託証券(DR: Depositary Receipt)を投資対象に含みます。

2 投資にあたっては、新興国の中小型株式等に投資する投資信託証券への投資比率を高位に保つことを基本とします。

※投資信託証券(投資対象ファンド)は、委託会社の判断により、変更することがあります。

3 組入外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

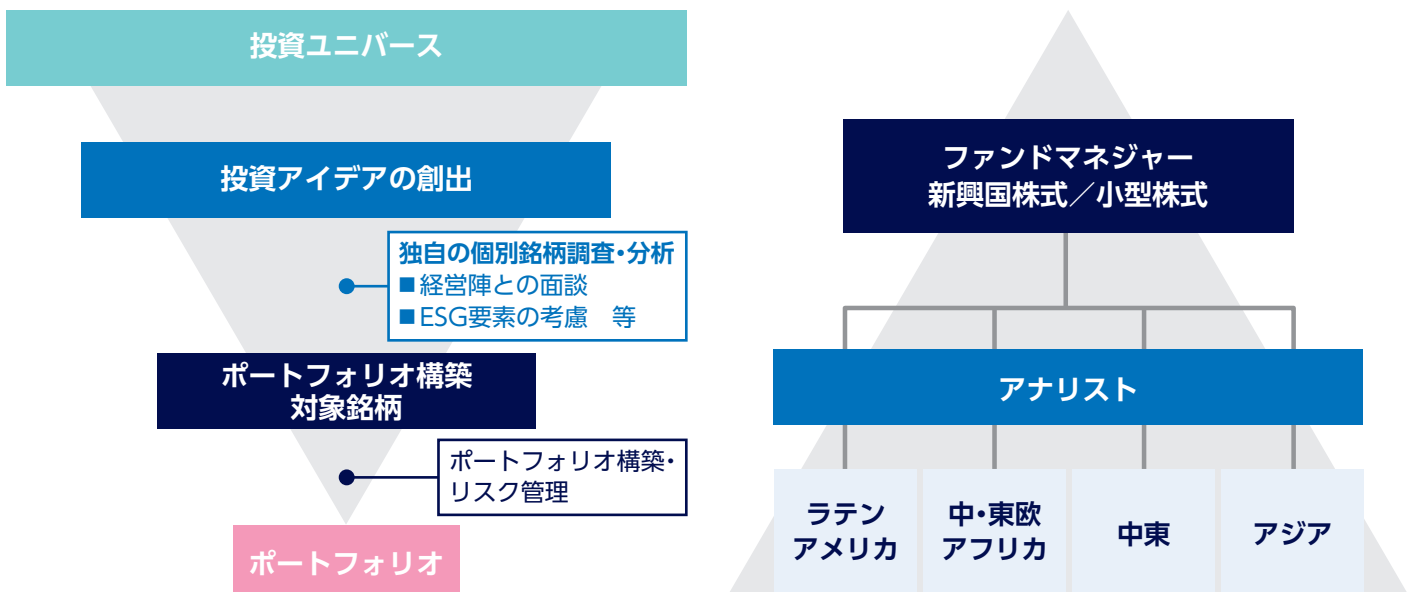
4 運用にあたっては、新興国の中小型株式等の運用に独自のアプローチを有するシュローダー・グループ*が運用を担当します。

- 創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。

※シュローダー・グループとは、シュローダー plcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。

運用プロセス

- ボトムアップによる個別企業への投資判断により、規律あるリスク管理のもと、運用を行います。



※上記は投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・エマージング・マーケッツ・スモール・カンパニーズ クラス I 投資証券」に係るシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用プロセスです。

※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめて、複数の投資信託証券等に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
ただし、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
ファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

■ 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)

主として新興国の中小型株式に投資する投資信託証券

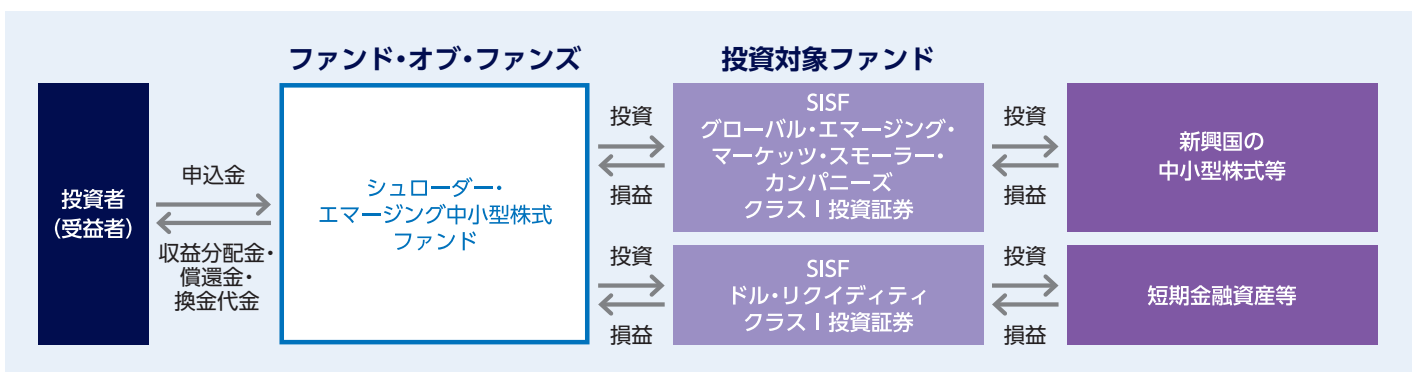
「シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド* グローバル・エマージング・マーケット・スモラー・カンパニーズ クラスI 投資証券」

■ 投資比率が低位に保たれる投資信託証券

主として短期金融資産に投資する投資信託証券

「シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド* ドル・リクイディティ クラスI 投資証券」

*「シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド」を以下「SISF」という場合があります。



※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

※本書において「直接投資」とは、ファンドが投資対象ファンドを介さずに行う投資をいいます。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの直接利用は行いません。

分配方針

年2回の決算時(原則1月、7月の各25日。休業日の場合は翌営業日。)に、収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市況動向等により委託会社が決定します。
なお、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

分配

分配

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

組入株式の 価格変動リスク、 信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

ファンドが投資する米ドル建て投資信託証券に対し、対円での為替ヘッジを行いません。したがって、米ドルの為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

カントリー リスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

チャイナ・コネクト^{*1}を通じて中国A株^{*2}への投資を行う場合があります。チャイナ・コネクトの規則は変更される可能性があり、かかる変更が遡及的効力をもたらす場合があります。また、チャイナ・コネクトには取引額に制限があります。チャイナ・コネクトを通じた取引が停止された場合、ファンドによる中国A株への投資やチャイナ・コネクトを通じた中国本土市場へのアクセスに悪影響を及ぼします。このような場合には、ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性があります。

ファンドはチャイナ・コネクトを通じて、上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場（スターボード）や深セン証券取引所の新興企業向け市場（チャイネクスト）に上場する新興企業の株式に投資する場合があります。これらの企業は事業規模が小さいため、株式の流動性や株価変動性、回転率が大きく、株価は過大評価され、持続しない可能性があり、流通株式が少ないため株価操作される可能性があります。また、企業の収益性や資本金規制などに関する上場基準は、大企業が上場する中国A株メインボード市場に比べて厳格でなく、上場廃止となるリスクもあり、上場銘柄数が限られているため、少数銘柄へ投資が集中するリスクがあります。これらの事象が組入銘柄に生じた場合、ファンドは重大な損失を被る可能性があり、これにより基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

*1 チャイナ・コネクトとは、中国本土と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現することを目的とした証券取引および決済接続制度であり、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを指します。

*2 中国A株とは、中国本土の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式をいいます。

中小型株式に 関するリスク

ファンドは中小型株式を実質的な主要投資対象とするため、大型株式を主要投資対象とするファンドに比べて、価格変動リスク、信用リスク、流動性に関するリスクが大きくなる場合があります。これらのリスクが顕在化した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

流動性に関する リスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[流動性リスクに関する留意事項]

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受け付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

[繰上償還に関する留意事項]

主要投資対象ファンドが存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還させることがあります。

[現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

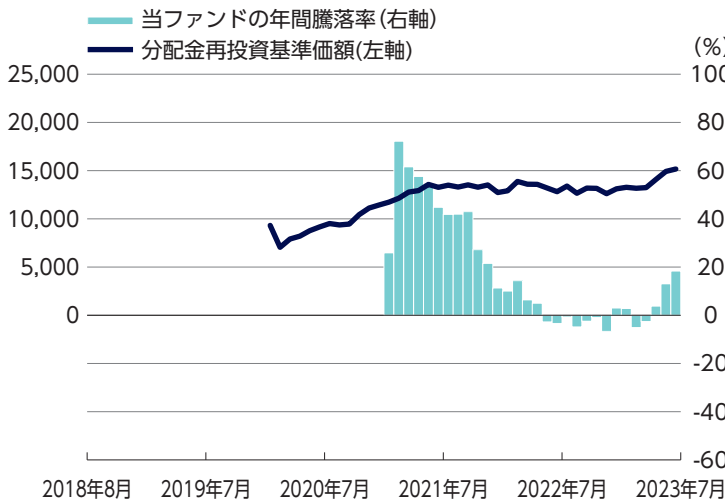
リスクの管理体制

- 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。
- 流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2018年8月末～2023年7月末

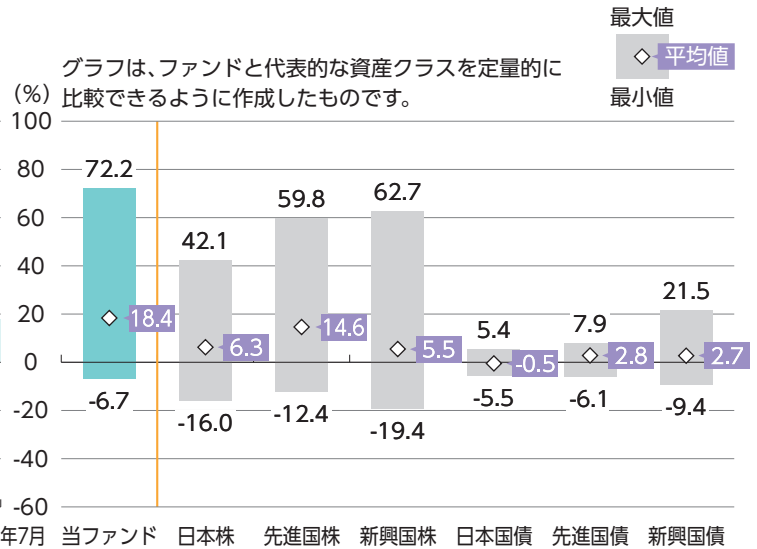


※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
 ※年間騰落率は、2021年2月から2023年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2018年8月末～2023年7月末



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※2018年8月から2023年7月の5年間(当ファンドは2021年2月から2023年7月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 ※決算日に対応した数値とは異なります。
 ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

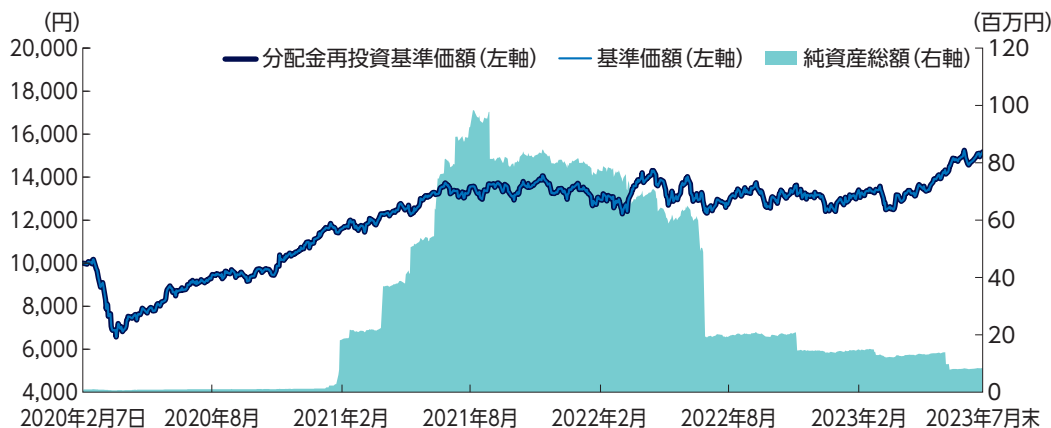
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移



基準価額	15,169円
純資産総額	8百万円

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日:2020年2月7日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2021年7月	2022年1月	2022年7月	2023年1月	2023年7月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

■ 資産構成比率

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド グローバル・エマージング・マーケット・スモラー・カンパニーズ クラスI 投資証券	投資証券	95.45
2	シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI 投資証券	投資証券	0.16

■ 組入上位10銘柄

順位	銘柄	国/地域	業種	投資比率(%)
1	グルボ・アエロポルタリオ・デル・パシフィコ	メキシコ	資本財・サービス	2.5
2	アポロ・ホスピタルズ・エンタープライズ	インド	ヘルスケア	2.4
3	エクラ・テキスタイル	台湾	一般消費財・サービス	2.4
4	エムファシス	インド	情報技術	2.3
5	クリックス・グループ	南アフリカ	生活必需品	2.2
6	シュプリーム・インダストリーズ	インド	素材	2.2
7	アルケム・ラボラトリーズ	インド	ヘルスケア	2.1
8	インターナショナル・コンテナ・ターミナル・サービス	フィリピン	資本財・サービス	2.1
9	クロマTE	台湾	情報技術	2.0
10	マリコ	インド	生活必需品	2.0

※上記は、主要投資対象ファンドである「シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド・グローバル・エマージング・マーケット・スモラー・カンパニーズ」の組入状況です。

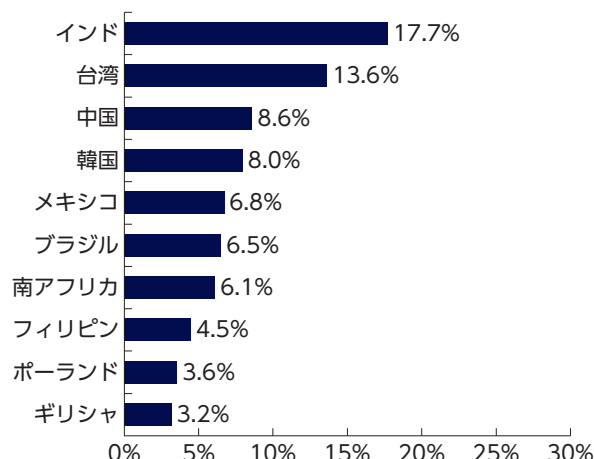
※業種は、GICS(世界産業分類基準)の分類、国/地域は、原則として当該株式が主に取引されている取引所の所在国に基づき、投資対象ファンドの投資運用会社が作成した分類により表記しています。組入比率は、主要投資対象ファンドにおける純資産比です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

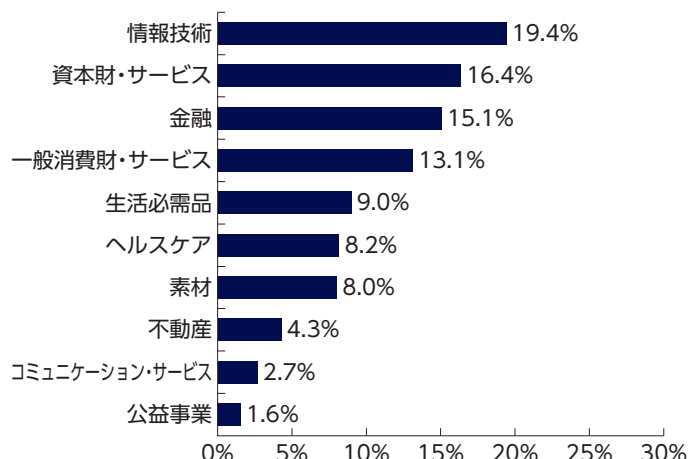
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

主要な資産の状況

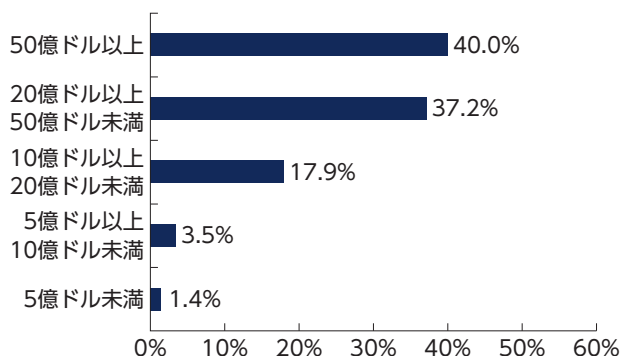
組入上位10カ国／地域



組入上位10業種



時価総額別組入比率*

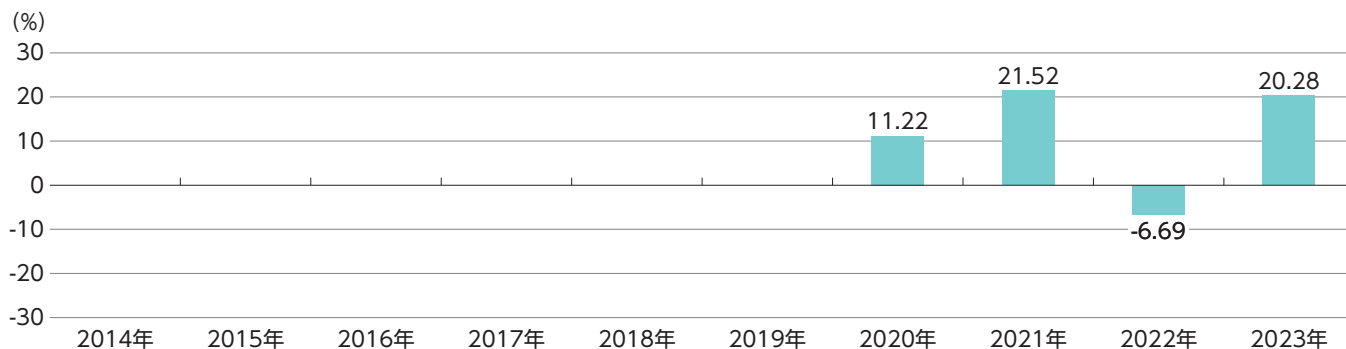


*キャッシュ等を除く

※上記は、主要投資対象ファンドである「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エマージング・マーケット・スモール・カンパニーズ」の組入状況です。

※業種は、GICS(世界産業分類基準)の分類、国／地域は、原則として当該株式が主に取引されている取引所の所在国に基づき、投資対象ファンドの投資運用会社が作成した分類により表記しています。組入比率は、主要投資対象ファンドにおける純資産比です。

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2020年2月7日が設定日のため、2019年以前の実績はありません。2020年は2月7日から12月末までの騰落率です。

2023年は1月から7月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。
購入の申込期間	2023年10月26日から2024年4月25日まで* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。* * 信託終了(繰上償還)となった場合、申込期間は2023年11月28日までとし、以後、申込期間の更新は行われません。
購入・換金申込不可日	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受け付けません。 ■ 国内の休業日 ■ グッド・フライデー、イースター・マンデー ■ 12月24日、25日および26日 また、投資比率が高位に保たれる投資対象ファンドの管理会社が指定する日においては購入・換金の申込みは受け付けません。
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。 別途、投資対象ファンドの解約制限の影響を受ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた各申込みの受け付けを取り消すことがあります。 * 投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信託期間	2030年1月25日まで(2020年2月7日設定)* * 信託終了(繰上償還)となった場合、信託期間は2023年11月30日までとなります。
繰上償還	受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年1月、7月の各25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年1月および7月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■ 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ■ 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2023年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、変更される場合があります。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「エマ中小型株」として掲載されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に 3.30% (税抜3.00%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.958% (税抜1.78%) 。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	配分(年率/税抜)	役務の内容	
	委託会社	0.90%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
	販売会社	0.85%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
	受託会社	0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
	投資対象ファンド (投資運用会社)	ありません	—
実質的な 運用管理費用 (信託報酬)	年率1.958% (税抜1.78%)	—	
その他の費用・ 手数料	当ファンド	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.11% (税抜0.10%) を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。	
	主要投資対象 ファンド	外貨建資産の保管等に関する費用、弁護士費用および監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.10%程度(実績値) を上記の費用・手数料の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2023年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

投資対象ファンドの概要

2023年7月末現在における投資対象ファンドの概要です。

※投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

※今後、記載内容が変更となることがあります。

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・エマージング・マーケット・スモール・カンパニーズ クラスI 投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人/米ドル建て	
主な投資対象	エマージング諸国の小型株式	
運用の基本方針 および主な投資制限	<p>エマージング諸国の小型株式および株式関連証券への投資を通じて、MSCIエマージング・マーケット・スモールキャップ・インデックス(税引後配当込み)を中長期で上回る(費用控除後)運用資産の成長を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ファンドはアクティブ運用され、エマージング諸国(エマージング諸国に実質的な事業基盤がある域外企業を含む)の小型株式および小型株式関連証券への投資割合は資産の2/3以上とします。 ■小型株式とは、取得時にエマージング市場の時価総額の下位30%に含まれる企業の株式を指します。 ■通常、60~120銘柄に投資します。 ■ファンドは、中国B株、中国H株に直接投資することがあり、上海・香港ストック・コネクトもしくは深セン・香港ストック・コネクトを通じて直接もしくは外国機関投資家向け参加証書(Pノート)などを通じて間接的に中国A株や上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場(スターボード)や深セン証券取引所の新興企業向け市場(チャイネクスト)に上場する新興企業の株式に資産の30%(ネットベース)まで投資することがあります。 ■収益の追求、運用資産の価格下落リスクの抑制および資産の効率的な運用のため、デリバティブ取引を活用することがあります。 ■ファンドは資産の1/3以下の範囲で、直接または間接的に他の投資証券(他の資産クラスを含む)、国、地域、業種、通貨、投資ファンド、ワラント債、短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。 ■投資運用会社の評価方式に基づき、MSCIエマージング・マーケット・スモールキャップ・インデックス(税引後配当込み)よりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持します。(投資プロセスは後掲「サステナビリティ基準」をご参照ください。) ■ファンドは投資運用会社のウェブページ(https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre/)に掲げる「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業界または発行体グループへの直接投資は行いません。 <p>※欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に準拠して分散投資を行います。</p>	
ベンチマーク	<p>ファンドのパフォーマンスは、ターゲット・ベンチマークであるMSCIエマージング・マーケット・スモールキャップ・インデックス(税引後配当込み)を超えることをもって評価されます。</p> <p>※ファンドの投資ユニバースは当該ベンチマークの構成銘柄と一定程度、重複する見込みです。投資運用会社は、独自の指針で投資するため、当該ベンチマークに制約されることなく、ファンドの投資対象銘柄やパフォーマンスは当該ベンチマークと乖離することがあります。投資運用会社は、特定の投資機会を利用するために当該ベンチマーク構成銘柄と異なる銘柄やセクターに投資することがあります。ターゲット・ベンチマークは、投資先ファンドの投資対象を代表するものとして選定され、投資先ファンドのリターンを測るのに適切なターゲットです。</p> <p>このベンチマークはファンドの環境および社会的特性またはサステナブルな投資目的を考慮していません。</p>	
投資運用報酬	ありません。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.10%程度(実績値)を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決算日	12月31日	
設定日	2014年1月29日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ) エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

※投資対象ファンドであるSISF グローバル・エマージング・マーケット・スモール・カンパニーズ クラス I 投資証券(ファンド)は環境および社会的特性を参照して運用されます(欧州サステナブル投資開示規則8条:Article 8 SFDR)。この投資特性を有するファンドは、その結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られる可能性があり、投資運用会社により選定されたサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性があります。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、ファンドは特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性があります。

※MSCIエマージング・マーケット・スモールキャップ・インデックス(税引後配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の小型株式で構成されています。当指数に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

サステナビリティ基準:

投資運用会社は、投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用します。投資運用会社は、経営者との面談のほか様々な要素における企業ガバナンスや環境および社会的な側面の分析からなるデュー・ディリジェンスを実施します。このプロセスは、シュローダー独自のサステナビリティ分析ツールによる定量分析に支えられており、このツールは現在の、もしくは潜在的なポートフォリオ組入銘柄がどれくらいサステナビリティ基準に合致しているのかを分析する上で重要な情報源です。投資運用会社による独自の分析と経営者との継続的な対話の結果、現実的な期間でサステナビリティ基準に合致すると投資運用会社が確信した場合には、サステナビリティ基準に適合していない銘柄であっても投資適格となりうる場合があります。ファンドの投資適格銘柄になる企業には、顧客、従業員、サプライヤー、株主、規制当局などの利害関係者へのコミットメントを示すことが期待されます。ファンドは、事業が優れたガバナンスを示し、利害関係者を公平に扱うことを目的とする企業を選択します。分析に使用する情報源は、シュローダー独自のサステナビリティ分析ツールおよび第三者によるデータや報告書に加えて対象企業が提供するサステナビリティ報告書その他の関連資料等を含みます。投資運用会社のサステナビリティの取り組み方および投資対象企業との関わり方の詳細はウェブページ

(<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/>)をご参照ください。

ファンドは、投資運用会社の評価方式に基づき、その投資ユニバースよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持します。投資運用会社は、以下の事項を確保します。

■ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債券および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債の少なくとも90%が、サステナビリティ基準に適合していること

■ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債券および短期金融商品、ならびに新興国により発行されたソブリン債の少なくとも75%がサステナビリティ基準に適合していること

※上記プロセスにおける、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいいます。

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額(純資産価額)は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI 投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／米ドル建て	
主な投資対象	米ドル建ての短期金融資産	
運用の基本方針 および主な投資制限	<p>ファンドはアクティブ運用され、主として米ドル建ての短期金融資産(S&P グローバル・レーティングによる投資適格以上あるいは管理会社の内部格付調査において取得した他社同等格付以上)への投資を通じて、流動性の確保と元本の保全を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること(付随する金融商品を考慮に入れる)、もしくは採用金利が少なくとも市況に応じて年次で調整され残存期間が2年以内であることを前提とします。</p> <p>※元本の保全と流動性の確保を保証するものではありません。 ※欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に準拠して分散投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■為替変動リスクおよび金利変動リスクのヘッジのため、デリバティブ取引を活用することがあります。 ■現金を保有し、金融機関へ預金することがあります。 	
ベンチマーク	ターゲット・ベンチマークはありません。	
投資運用報酬	ありません。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.05%程度(実績値)を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決算日	12月31日	
設定日	2002年7月4日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク
	保管会社	J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額(純資産価額)は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

シュローター・グループ

- 1804年の創業以来、**200年**を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- 英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。
- 運用資産総額は約**133兆円*** (7,261億英ポンド)に上ります。
- **1870年**(明治3年)、日本政府が初めて発行した国債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅ー横浜駅間)の資金調達に貢献しました。
- **1974年**、東京に事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。

2023年6月末現在。*1英ポンド=183.75円換算。



A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page. The lines are evenly spaced and cover the majority of the page area.



A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page. The lines are evenly spaced and extend across the entire width of the page, providing a guide for handwriting practice.

Schroders
シュロダー・インベストメント・マネジメント